

25 桂水第 113 号
平成 25 年 7 月 18 日

桂川町監査委員 武 井 秀 樹 様
桂川町監査委員 神 崎 はな子 様

桂川町水道事業
桂川町長 井 上 利 一

定期監査の結果の回答について

このことについて、別紙の通り提出いたします。

水道課定期監査(平成 25 年 7 月 2 日～7 月 3 日)回答

1. 横領事件の再発防止策について

改善策

今回ご指摘を受けました横領事件の再発防止策につきまして、検針当初の調定以外の入力には課長権限でのみ行えるよう 7 月 10 日に変更を行いました。

また、毎月末には現時点で作成可能な帳票を元に収納実績、集金件数・金額等について課長及び係長でチェックを行うとともに、現金の收受方法及び電算プログラムの更新に向けて収納システム等の改正点について課内で慎重に検討を進めてまいります。

2. 職員の意識改革について

改善策

今回ご指摘を受けました給水工事諸手数料調定収入簿の管理につきましては、業務終了後は施錠可能なキャビネットに収納し、カギは水道課長が管理するようにいたしました。

また、公文書の管理や業務全般については逐次見直しを行い、場合によっては課内で検討会議等を行いながら職員の意識改革を徹底してまいります。

3. 監査への報告について

改善策

今回の事件に際し、連絡が遅れたために事態を悪化させ、また多くの皆様にご迷惑をおかけした事を深く反省し、今後このような事のないよう細心の注意を払い業務にあたると共に、問題が発生した場合には速やかに報告いたします。